

大会実行委員会内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本シミュレーション学会（以下「本会」という。）は、本会の定款第54条に基づき、大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

2. 実行委員会は、日本シミュレーション学会大会（年次大会）（以下「大会」という。）の実施準備及び運営を行うことを主な目的とする。

(設立)

第2条 大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）は企画委員長が務め、大会実施予定日の1～2年程度前の理事会での承認を経て、実行委員会を設立するものとする。

2. 実行委員会設立時には、大会候補地が概ね決まっているものとする。

(構成)

第3条 実行委員会は、実行委員長のもと、会場部門、プログラム部門、財務部門、学会賞部門、プロシーディングス部門、Web 部門、英文論文誌部門、和文論文誌部門で構成される（構成図は別紙参照）。なお、実行委員長が必要と判断する場合は、他の部門を別途設けることもできる。

2. 各部門は、1名の部門長と若干名の部門員により構成する。なお、部門長は会員でなければならない。

(会場部門の体制)

第4条 会場部門長は、正会員から実行委員長が理事会に推薦し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 会場部門員は、会場部門長が推薦し実行委員長を通じて理事会の承認を受けなければならない。なお、会場部門員は会員であることが望ましい。

(会場部門以外の体制)

第5条 会場部門以外は、理事会各対応委員会（詳細は第5.2条参照）が中心となり運営する。さらに、その部門長・部門員は各対応委員会が正会員から推薦し実行委員長を通じて理事会の承認を受けなければならない。

2. 各部門を担当する理事会委員会は、以下の通りにする。プログラム部門は企画委員会、財務部門は財務委員会、学会賞部門は学会賞委員会、プロシーデ

ィングス部門はプロシーディングス委員会、Web 部門は総務委員会、英文論文誌部門は英文論文誌委員会が、和文論文誌部門は和文論文誌委員会が対応する。

(構成員の委嘱)

第6条 実行委員会の構成員には、必要に応じて、会長名で委嘱状を発行する。

(実行委員会の活動)

第7条 実行委員会は、次の活動を行う。

- (1) 会場部門は、大会に向け会場の設営とその運営、現地受付、補助金の申請及び協賛企業の募集など、現地での大会運営に関する活動を行う。
- (2) プログラム部門は、大会での講演に関わる以下4つの活動を行う。
 - ① 一般/シンポジウム/オーガナイズド/学生セッションの企画・募集
 - ② 発表の募集と査読プロセスの統括
 - ③ 講演プログラムの作成及び公開
 - ④ 実行委員会が行う表彰（例えば、学生セッションに関する表彰）に必要な一連の作業・管理
- (3) 財務部門は、参加費の徴収、大会運営に必要な経費の支払い、領収書の発行など、大会運営費用などの財務に関する活動を行う。
- (4) 学会賞部門は、大会に関して理事会が行う各種表彰に必要な一連の作業・管理を行う。
- (5) プロシーディングス部門は、プロシーディングスを作成・公開する。
- (6) Web 部門は、大会のホームページを作成・公開する。
- (7) 英文論文誌部門は、英文論文誌特集号の編集及び発刊を行う。
- (8) 和文論文誌部門は、和文論文誌特集号の編集及び発刊を行う。

(任期)

第8条 大会終了後、実行委員長が理事会で大会実施報告及び財務関連報告を行い、理事会の承認を経て、実行委員会の全ての構成員の任期満了とする。

2. 実行委員会構成員任期終了後、プロシーディングスの公開・和文誌特集号の発刊・英文誌特集号の発刊については、プロシーディングス委員会・英文論文誌委員会・和文論文誌委員会が、それぞれ引き継ぐ。

(内規の改正)

第9条 本内規の改正は、企画委員会によって発議され、理事会によって承認されなければならない。

附 則

附則 1

本内規の制定・改正の経緯は以下の通りである。

- ・令和 4 年 5 月 25 日理事会 制定
- ・令和 4 年 12 月 16 日 理事会 改定

第 2 条の変更，第 4 条から第 6 条の追加，それに伴い，第 7 条から第 9 条は繰り下げ，第 7 条ならびに第 8 条の変更

附則 2

本内規は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。